

景観・自然環境保全形成支援事（継続）

【183（229）百万円】

対策のポイント

農村景観・自然環境の保全・形成等を通じて地域の活性化を推進することを目的として、農村景観や自然環境の保全活動に関し、課題解決の検討、地域資源の活用 の 検 討、活動組織への直接支援等を実施します。

（背景）

- ・ 棚田等を含む農村特有の良好な景観形成の促進及び農村の豊かな自然環境の保全・再生の推進が必要です。（食料・農業・農村基本計画 平成17年3月閣議決定）
- ・ 「立ち上がる農山漁村」有識者会議提言を踏まえ、地域の活性化に向けた取組への参加促進等を重点的に進める必要があります。（21世紀新農政2006 平成18年4月）

政策目標

豊かで美しい農村の景観や自然環境の保全・形成・再生に向けた地域の取組を支援することにより、農村の活性化が図られるとともに、ゆとり、やすらぎの場を国民に広く提供

<内容>

1．農村自然環境の保全・再生

良好な農村の自然環境を保全、再生するための取組を支援するため、活動推進上の課題について、モデル地区を設け、専門家からの助言を得つつ解決方策の検討を行うとともに、必要な情報発信等を行います。

2．地域資源を活用した農村活性化

農村景観や自然環境といった地域資源を、まとまりを持つ田園空間として活かした農村の活性化の取り組みを支援するため、魅力ある田園空間としての要件の検討、活性化に意欲ある地区の登録、全国の先進地区で培われた知見や景観法など新たな土地利用の枠組みを活用したガイダンスの作成や普及啓発等を行います。

3．農村景観形成、自然再生活動を行う組織に対する直接支援

農村景観の保全・形成、自然環境の再生に向けた調査研究、保全活動等を行うNPO等の活動組織に対して直接支援するとともに、公募方式によるNPO等直接支援のためのシステム運営等を行います。

<事業実施主体等>

- 1．事業実施主体 民間団体等
- 2．補助率 定額、1 / 2 以内
- 3．事業実施期間 平成19年度～平成21年度

担当課：農村振興局企画部資源課（03-3502-6091（直））
地域計画官（03-3502-6004（直））
整備部地域整備課（03-3502-6338（直））